

## 子ども・子育て支援新制度に関する基準等を定める条例（素案）について

(付議の要旨) 子ども・子育て支援新制度の実施に向け、区が制定・改正する条例の素案についてとりまとめたので報告する。

### 1 主旨

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度実施に向けて、国より順次公布されている府省令等をもとに、新制度の給付対象となる施設・事業の認可・運営基準、保育の必要性に係る支給認定基準等について、条例の素案をとりまとめたので報告する。

### 2 区が定める条例（素案）（名称は全て仮称）

#### (1) 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

目的と項目：地域型保育事業の認可を実施するために、設備・面積基準、職員の数及び資格要件、連携施設の設定、事業者等の一般原則等を規定する。

#### (2) 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例

目的と項目：認可を受け、区が給付による財政支援の対象となる確認を行った教育・保育施設及び地域型保育事業を運営するにあたり、施設等の利用定員、説明すべき事項、応諾義務、利用者負担金の受領、運営規程の整備義務等運営に関する基準等を規定する。

#### (3) 世田谷区子ども・子育て会議条例

目的と項目：子ども・子育て支援法77条1項各号に定める事項を処理するため、会議の所掌事項、組織、任期、会議の開催要件等を規定する。

#### (4) 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

目的と項目：放課後児童健全育成事業の実施にあたり、設備・面積基準、職員の数及び資格要件、運営規程の整備義務等運営に関する基準等を規定する。

#### (5) 世田谷区支給認定及び保育の実施等に関する条例

目的と項目：子ども・子育て支援法20条1項の規定による教育・保育給付の支給認定を行うための認定基準を定めるとともに、従前の保育の実施基準、保育の実施に係る申込み手続等を整理し規定する。

### 3 条例（素案）の主な内容

別紙1～5参照

### 4 利用者負担にかかる条例について

区は、国が示した「利用者負担のイメージ」に基づき認可保育園、認定こども園、区立幼稚園及び新制度に移行する私立幼稚園の保育料について検討を続けてきたが、現時点に

においても国は今後、正式な方針を示すこととしている。

したがって、他の条例と併せての制定を見送り、第4回区議会定例会での提案を目指すこととし、早期に全体像と詳細な取り扱いを提示するよう国に求めていくとともに、適正な負担のあり方について検討を行う。

## 5 新制度における区民の手続について

### 保育の必要性認定申請と認可保育園等の入園申込について

新制度の実施により、保育施設等を利用したいときは保育の必要性の認定をうけることとなる。認定の申請は保護者の就労の状況等保育を必要とする書証書類を提出するなど、認可保育園の入園申込と手続が重複する。

また、認定の基準と現行の認可保育園の入園選考基準（実施基準及び調整基準）との整合を図るため、入園選考基準の一部を改正する予定であるが、条例制定後の区民周知となり、入園申込書の提出期限（12月10日）までに十分な周知期間が確保できない。

区は、制度改正による区民への影響を最小限にするとともに、事務の効率化を図るため次のとおり取り扱う方向で検討を進める。

平成27年4月の認可保育園入園申込は例年同様9月2日から開始する。

平成27年4月の入園選考は現行の入園選考基準により実施する。

平成27年5月以降の入園選考は新条例の基準を適用する。

支給認定にかかる申請は、入園申込書の提出をもって申請があったこととみなす。

支援法20条6項本文の規定により認定の申請から30日以内の認定証交付が義務付けられているが、入園選考事務と平行して行うため、同項ただし書きの規定により保護者へ交付を延期する旨の通知を行い、選考結果の通知と併せて認定証を交付する。

区立幼稚園、認定こども園及び新制度に移行する私立幼稚園の利用を希望する子どもについては、入園内定後、園を通じて支給認定申請を提出させ、認定証を交付する。

認可保育園、区立幼稚園、認定こども園及び新制度に移行する私立幼稚園に在園する子どもについては、園を通じて支給認定申請を提出させ、認定証を交付する。

## 6 今後のスケジュール（予定）

平成26年	7月24、25日	文教、福祉保健常任委員会（条例素案）
	8月11日	政策会議（条例案）
	9月	平成26年第3回区議会定例会に条例（案）提案
10月	1日	全5条例公布 （仮称）世田谷区子ども・子育て会議条例施行
	11月10、11日	文教、福祉保健常任委員会（保育料条例案） 第4回区議会定例会に保育料条例（案）提案
	12月	保育料条例公布
平成27年	4月1日	子ども・子育て支援法施行、新制度実施 未施行条例施行